



2023

教育委員会の事務に関する 点検評価報告書

令和4年度事業分

北本市教育委員会

点検・評価報告書の策定にあたって

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」において、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和4年度事務の管理及び執行の状況についての点検評価を行ったものです。

御一読いただき教育委員会の取組について御意見等をお寄せください。

北本市教育委員会は、今後も市民の皆様の生涯に亘って学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を推進してまいります。

令和5年 8月

北本市教育委員会

目 次

1	趣 旨	1
2	点検評価の対象及び方法	1
3	令和4年度の基本理念及び基本目標と施策	3
4	点検評価結果の構成	5
5	施策の取組状況	6
	基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	8
1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	9
2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	11
3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	14
4	進路指導・キャリア教育の推進	15
5	本物にふれる事業の推進	16
6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	17
	基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	19
1	基本的人権を尊重する教育の推進	20
2	人権啓発活動の推進	22
3	心の教育の推進	23
4	ボランティア・福祉教育の推進	25
5	生徒指導・教育相談体制の充実	26
6	児童生徒の健康の保持増進	29
7	運動習慣の形成と体力向上の推進	32
8	安全教育の推進と安全管理の徹底	35
	基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	37
1	小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進	38
2	地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	39
3	教職員の資質の向上	40
4	教育環境の整備・充実	42
5	学校経営の改革推進	44
	基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	45
1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	46
2	地域の教育推進体制の充実	47
3	子供の読書活動の推進	48
4	地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	49

基本目標Ⅴ	生涯学習とスポーツ推進の支援	50
1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	51
2	学習・活動施設の整備・運営の充実	53
3	文化芸術活動の推進	56
4	スポーツ活動の推進	57
基本目標Ⅵ	文化財保護の推進	58
1	文化財保護の調査と研究	59
2	文化財の保存と管理	61
3	文化財の啓発と活用	63
4	郷土芸能の継承と支援	64
6	評価	66
7	指標一覧	71
8	教育委員会の活動状況	72
9	資料	75



国指定天然記念物 石戸蒲ザクラ

1 趣 旨

平成18年12月22日に教育基本法が改正され、新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指した、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）も一部改正が行われ、平成20年4月からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることができることも規定されています。

北本市教育委員会では、この法律に基づき、教育委員会の事務の点検評価を実施し、更なる改善・改革を推し進め、期待される教育行政に応じてまいります。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検評価の対象及び方法

（1）点検評価の対象

北本市教育委員会では、教育基本法第17条第2項に基づき、中長期的な視点に立って北本市教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、第2期北本市教育振興基本計画（以下、「第2期計画」という。）を策定し、教育行政施策を推進しています。

このことから、点検評価の対象は、第2期計画に掲げられた施策としています。

（2）点検評価の方法

第2期計画は、6つの基本目標に基づく施策を体系化しています。

このため、点検評価では、第2期計画に掲げられた施策を対象とし、具体的には、計画を年度ごとに実効性あるものとするために策定した「令和4年度教育行政の重点施策」に沿って推進した31の施策に基づく事業の実施状況について、点検評価を行

うこととしました。

点検評価の実施に当たっては、施策ごとに示された取組に対するその実施状況を参考としました。

また、教育に関し学識経験を有する方から、各施策に関する評価をいただくとともに、全体を通しての講評をいただきました。

(3) 外部評価者

地教行法第26条第2項の規定に基づき、学識経験を有する評価者（外部評価者）として、以下の2名の方に評価・講評をいただきました。

埼玉大学名誉教授 清水 誠（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属中学校 教諭
平成 3年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所指導課 指導主事
平成 6年 埼玉県教育局指導部指導第一課 主任指導主事
平成 9年 埼玉大学 教育学部 助教授
平成15年 埼玉大学 教育学部 教授
平成20年 埼玉大学教育学部附属小学校 校長併任
平成22年 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科 教授併任
平成27年 埼玉大学 名誉教授
平成28年 国際学院埼玉短期大学 教授・学長補佐
平成29年 国際学院埼玉短期大学 教授・副学長（現在に至る。）

淑徳大学教育学部学部長 山田 晋 治（敬称略）

【略 歴】 昭和58年 大宮市立大砂土中学校 教諭
昭和59年 埼玉大学教育学部附属中学校 教諭
平成13年 川口市教育局学校教育部指導課 指導主事
平成18年 埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課 指導主事
平成22年 川口市立戸塚南小学校 校長
平成24年 埼玉県教育局南部教育事務所 主席指導主事
平成26年 埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課 主席指導主事
平成27年 埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課 課長
平成28年 埼玉県教育局南部教育事務所 所長
平成30年 川口市立元郷南小学校 校長
平成31年 埼玉県公立小学校校長会 会長
令和 2年 淑徳大学教育学部 教授
令和 3年 淑徳大学教育学部 教授・学部長（現在に至る。）

3 令和4年度の基本理念及び基本目標と施策

令和4年度の北本市の教育における基本理念及び基本目標と施策は次のとおりです。

【基本理念】

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【基本目標及び施策】

I 確かな学力と自立する力の育成

- 施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
- 施策4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策5 本物にふれる事業の推進
- 施策6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

II 豊かな心と健やかな体の育成

- 施策1 基本的人権を尊重する教育の推進
- 施策2 人権啓発活動の推進
- 施策3 心の教育の推進
- 施策4 ボランティア・福祉教育の推進
- 施策5 生徒指導・教育相談体制の充実
- 施策6 児童生徒の健康の保持増進
- 施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進
- 施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

III 質の高い学校教育の推進

- 施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進
- 施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
- 施策3 教職員の資質の向上
- 施策4 教育環境の整備・充実
- 施策5 学校経営の改革推進

IV 家庭・地域の教育力の向上

- 施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
- 施策2 地域の教育推進体制の充実
- 施策3 子供の読書活動の推進
- 施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

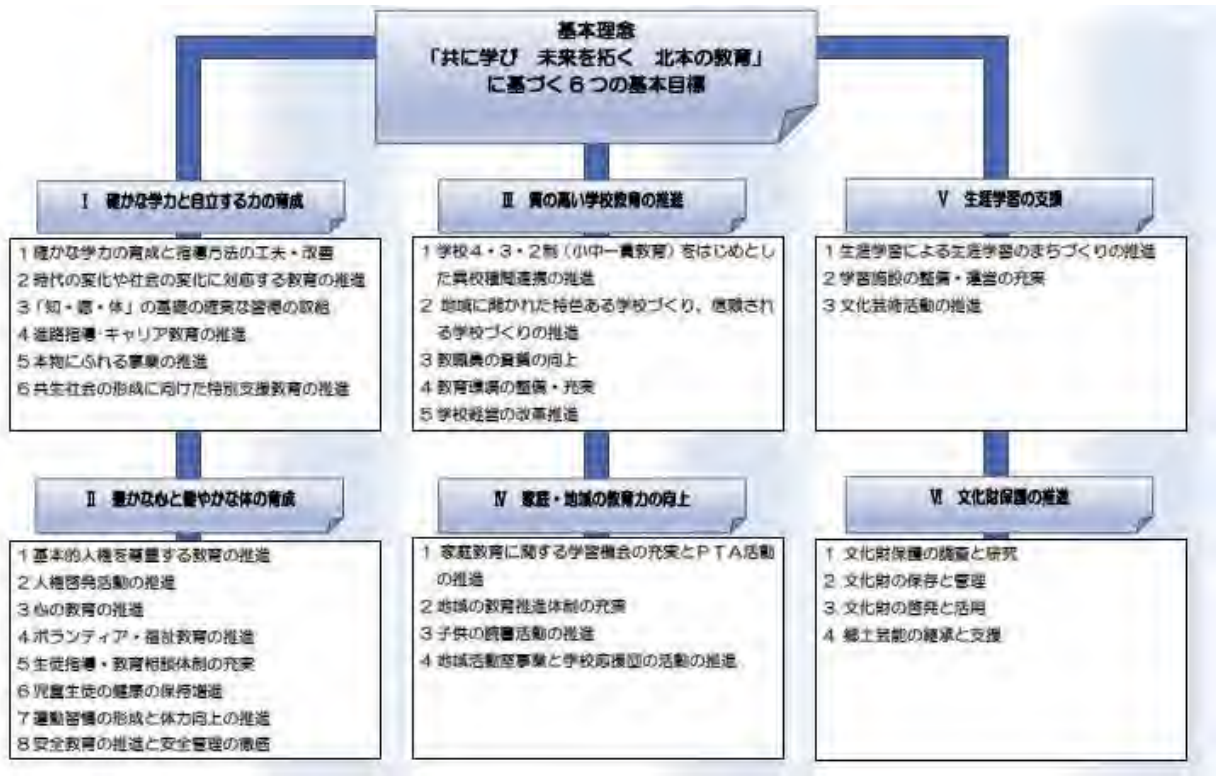
V 生涯学習とスポーツの支援

- 施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進
- 施策2 学習・活動施設の整備・運営の充実
- 施策3 文化芸術活動の推進
- 施策4 スポーツ活動の推進

VI 文化財保護の推進

- 施策1 文化財保護の調査と研究
- 施策2 文化財の保存と管理
- 施策3 文化財の啓発と活用
- 施策4 郷土芸能の継承と支援

※生涯スポーツ関連事務は令和2年度より教育委員会所管事務となりました。



～ 第2期北本市教育振興基本計画 ～
【施策の体系図】

4 点検評価結果の構成

点検評価の結果については、「5 施策の取組状況」において、基本目標のもとに設定した施策ごとの「主な取組」「教育委員会の自己評価」「取組評価」「課題・方向性」を掲載しています。また、「6 評価」において、施策ごとの自己評価及び外部評価者評価を総括的に掲載するとともに、外部評価者による全体を通しての講評を掲載しています。

<「5 施策の取組状況」における凡例>

「事業」

第2期計画の各施策の「■主な取組」における事業を示しています。

「個別取組」

第2期計画に基づき策定した、「北本市教育行政の重点施策」に係る個別取組事項を示しています。

「令和4年度 取組状況・実績」

上記「個別取組」対応する令和4年度の主な取組状況及び実績を示しています。

「所管課」

「個別取組」における令和4年度の所管課を示しています。【凡例：教総→教育総務課、学教→学校教育課、生学→生涯学習課、文化財→文化財保護課】

「教育委員会の自己評価」及び「取組評価」

「令和4年度 取組状況・実績」に対する教育委員会の自己評価を示すとともに、次の評価記号を用いて、その評価基準を表しています。

「s」期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。

「a」期待水準を上まわる成果を挙げている。

「b」期待する成果を挙げている。

「c」期待する成果が十分に得られていない。

「-」止むを得ない事情（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための事業中止等）により評価対象外

「課題・方向性」

各施策の事業に係る課題や次年度以降の施策の方向性を示しています。

「計画書」

第2期計画において掲載されている施策のページを示しています。

*「5 施策の取組状況」に記載されている用語の意義については、第2期北本市教育振興基本計画 84 ページから 89 ページまでの用語解説の説明を御参照ください。

5 施策の取組状況

基本目標Ⅰ

確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ

質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ

家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ

生涯学習とスポーツの支援

基本目標Ⅵ

文化財保護の推進

～ 第2期北本市教育振興基本計画(概要) ～

北本市
Aikawacity

第2期
北本市教育振興基本計画

～共に学び 未来を拓く 北本の教育～
(平成30年度～平成34年度)



平成30年2月
北本市教育委員会

北本市教育振興基本計画とは

- 教育基本法に基づき、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定した計画です。
- 北本市全般的な総合的な計画である「第5次北本市総合振興計画」との関係性として、「北本市教育振興基本計画」との関係性を踏まえ、教育行政分野における計画です。
- 第2期計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間です。
- 第2期計画では、第1期計画(平成25年度～平成29年度)の成果や課題を踏らぐとし、引き続き、中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を構造的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定した計画です。



基本理念

共に学び 未来を拓く 北本の教育

～第1期計画で掲げた、この念を継ぐことのない基本理念を、第2期計画でも掲げます～

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を拓く力を、たくましく生きるための力を培うこと。豊かな人間関係を築きながら、多様な生活を実現すること。北本市の情熱を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、本市の教育行政を進めていく上での基本理念を掲げます。

基本目標

- I 豊かな学力と自立する力の育成
 - II 豊かな心と健やかな体の育成
 - III 質の高い学校教育の推進
 - IV 家庭・地域の教育力の向上
 - V 生涯学習の支援
 - VI 文化財保護の推進
- ※生涯学習や文化財保護は各関係部署が所管となります。

※平成30年2月に策定した計画の概要版を参考掲載しています。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができようにします。

また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

- 施策 1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策 2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策 3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
- 施策 4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策 5 本物にふれる事業の推進
- 施策 6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

基本目標 I 確かな学力と自立する力の育成

施策	■ 主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組					
<p>施策 1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善</p>							
<p>○各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立</p>							
	<p>・地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づき改善をおおして、教育課程に基づき教育活動の質の向上に努めます。</p>	<p>・全中学校区での研究等を活用し、児童生徒の発達の段階ととも地域の実態に即した教育課程の実現を目指し、学校訪問や研究会、研究発表等の機会に指導しました。 ・適切な教育課程実施のために、各校の教育課程の実施状況を把握し、質的向上を目指して各校に指導しました。 ・地域とともにある学校、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校運営協議会の推進に取り組まれました。</p>	学教	<p>・各校の教育指導計画、学習指導案の作成・検討や研究発表会の協議において、小中一貫教育の視点の深まりが見られました。 ・各校の教育課程の実施においては、ICTを活用した教育活動を積極的に取り入れ、学びを止めない教育の実現を図りました。</p>	b	<p>・新たな教育課程に対応するため、社会に開かれた教育課程の実現に向け、教育活動の質の向上を目指します。 ・地域とともにある学校の実現に向けた研究をさらに進めています。</p>	P27
<p>○新たな教育課題に対応した教員養成と指導力向上研修【※令和4年度重点項目】</p>							
	<p>・アクティブラーニング型研修への転換を図り、教師の指導方法について再構築を進め、教師自身が新たな指導法を体感できる研修会を実施します。</p>	<p>・ICT機器を活用し、コロナ禍でもできるアクティブ・ラーニングについて研修会等を通じて研究しました。 ・学校訪問や研究発表等の機会を活用し、アクティブラーニングを取り入れた授業改善の実現に向け、各校に指導しました。</p>	学教	<p>・教員の意識を高めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた授業改善のため、研究を深めることができました。</p>	b	<p>・定期的に研修を実施し、教員の日々の実践に取り入れた授業改善に向け、情報共有や研究を継続していきます。</p>	
	<p>・学び続ける意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を確実に身に付けさせるため、意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導の内容と方法を工夫し、改善を図ります。</p>	<p>・言語活動の充実、思考力・判断力・表現力等の育成、さらには学力向上課題解決プログラムの編成し、実施しました。 ・全校で研究授業、研究協議について検討しました。</p>	学教	<p>・原学力・学習状況調査の結果分析を確実に実行させ、各校の課題を掴ませ、課題に合った手立てを考え、効果的な指導方法を広めることができました。</p>	b	<p>・各校の学力向上課題解決プログラムを見直し、取組や実践を活かすとともに、学習指導要領を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の向上を目指していきます。</p>	
	<p>・教科等横断的視点や発達の段階に応じた縦の系統的なつながりから学習の充実を図ります。</p>	<p>・学校訪問や研究発表等の機会を活用し、学習指導要領等をもとに、各校の児童生徒の姿や地域の実情等と指導内容とについて、教科や学年を超えて、学校の組織として見直しを図るよう指導しました。</p>	学教	<p>・PDCAサイクルによる教育課程全体の見直しへの理解を管理職や教員に指導することができ、各校での授業実践について指導することができました。</p>	b	<p>・日々の授業の中で、教科横断的な視点や系統的なつながりや効果的な授業改善を図ることができるよう校内研修等を通して研究を重ねています。</p>	

○義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育（学校4・3・2制）の推進【※令和4年度重点項目】				
・児童生徒の発達の段階やその特性に応じて、適切に支援します。	・小学校における教科担任制を推進するため、非常勤講師を配置し、高学年の理科を専科で担当させたり、中学校教員が小学校に出向き、国語、算数、音楽、外国語や道徳を支援したりと、発達の段階に合わせた授業の実践を行いました。	学教	・小・中合同研修会や互いの授業参観を通じ、9年間の連続性を重視した指導を推進し、児童生徒の発達段階に応じた取組を一層深めることができました。	a
・児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解の指導に関する情報の共有化を図ります。	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童生徒や教員の相互交流は制限しましたが、実施形態等を工夫し、部活動、球技指導（バスケットボール）などを実施しました。また、ICT機器等を活用し小・中合同研修会を夏季休業中に1回、各学期に1回以上実施し、教員間交流や情報共有を図りました。	学教	・教科担任制、小・中相互乗り入れによる授業及び指導を児童生徒同士で交流等の実施教を増やすことができ、児童生徒や教職員の相互理解がより一層深まりました。	a
○きめ細かな学習指導を展開するための少人数数学級の充実				
・小1～小3における35人程度学級を実施し、個に応じた指導や発達の段階に応じた指導を行うことで、規律ある態度の育成や学力向上を図ります。	・小学校1校を県の「少人数学級編制に係る研究指定校」として指定し、少人数学級を編制し、個に応じた指導や発達の段階に応じた指導を実施しました。基本的な生活学習習慣や規律を身に付けることで、学力向上におけるきめ細かな指導を行うことができました。	学教	・低学年における少人数学級の実施に伴い、きめ細かな学習指導や個に応じた指導が実現し、児童の規律ある態度の育成や学力向上を図ることができました。	b
○学力調査や満足度調査など各種調査を活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価				
・学校生活アンケートや学力状況調査等で児童生徒一人一人や学級全体の状況を把握し、学級経営や学力向上を図るとともに、学力向上推進委員会等でその達成度を評価します。	・学校生活の悩みや家庭の様子が分かるアンケートを全児童生徒へ毎月行い、一人一人の実態把握ができました。内容は担任・学年主任・管理職による複数の目でチェックし、学校全体で共有しました。また、学力向上推進委員会が、各学年の学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上について各校の具体的な取組を行いました。さらにはオンラインを活用して各校の具体的な取組を共有する学力向上推進委員会を開催しました。（7月、11月開催）	学教	・気になる内容について早期発見・早期対応を行い、対応した記録を残すことができ、また、各校におおくりをしながら、学力向上推進委員会で、優れた実践の共有化を図り、授業の工夫改善につなげることができました。	b
○地域の教育力を活用した夜間補習「ナイトスクール」及び土曜日・長期休業日における補習の推進				
・学ぶ意欲を支え、学力の向上を図ることを目的に、中学生の希望者を対象とした夜間補習「ナイトスクール」及び各校における土曜日・長期休業日における補習を、教員OB等の協力のもと実施します。	・全15回の実施計画を立て、中学3年生を対象に参加生徒を募りました。29名の生徒が参加しました。・新型コロナウイルス感染症の蔓延により、一部中止となった期間もありましたが、計7回実施することができました。	学教	・前半は埼玉県学力向上ワークシートを活用し、後半はテキストを使用しながらの実践的な学習に取り組むことができ、一人ひとりの丁寧な指導ができて、生徒から参加してよかつたという感想がありがりました。	b
○ICTを効果的に活用した指導方法の研究・実践【※令和4年度重点項目】				
・GIGAスクール構想の実現に向けたICT機器等の環境整備を受け、求められている『先進的な学びの可能性を開く、形にする、そして、ものにすること』を目的とした研究を行いました。	・「先進的な学びの継承」について、ICT機器を活用した教育活動を行うために、ICT機器を効果的に活用する実践を行いました。	学教	・教員の教育力向上と負担軽減の両面に焦点を当てた実践例や、タブレット端末の機能や特性、アプリケーション等を効果的に組み合わせ、多様な実践例を提供し、全小・中学校で活用することができました。	a

○国際理解教育の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・A L Tを計画的に配置するとともに、A L Tを活用した企画立案・実施し、児童生徒のコミュニケーション能力を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣業務委託業者を通じ、様々な出身国のA L Tを6人任用し、2校に1名の割合で配置しました。 ・派遣業者と連携を密に諸課題について指導助言を共有するとともに、適宜授業観察やA L Tに対して指導助言を行いました。 ・「インテグレーション・サママー・プログラム（E S P）」を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・A L Tの研修を1月1回程度、オンラインで実施し、効果的な活用を行うことができました。 ・派遣委託業者のコーディネーターと連携を図り、迅速な対応をとることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も小学生を対象にした「インテグレーション・サママー・プログラム（E S P）」を実施でき、早期から外国語に親しむ機会を提供します。
<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の伝統文化を理解し、尊重する態度をばぐくむとともに、諸外国の文化に対する理解を深め、広い視野をもった児童生徒を育てる教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の外国語活動、外国語や中学校の外国語（英語）の授業、総合的な学習の時間等とおして諸外国の文化に対処する理解を深め、国際性を養うと共に、視野を広めることができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各校におけるコミュニケーション活動の中で、外国の文化や習慣に関する理解を深めることができ、総合的な学習の時間では国際理解を取り上げ、個々の課題意識に基づき調査・まとめ・発表活動を行うことができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育に系統性を持たせ、総合的な学習の時間においては、各校に取り上げた内容を共有し、発展性のある実践を行います。 ・広い視野を持たせため、ICT機器を活用しながら、他者との考えを積極的にに行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校段階からの外国語活動をさらに推進するために、長期休業期間等を活用した、児童・教職員対象の外国語活動研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・I C T機器等を活用し、オンラインで教職員対象の外国語活動研修を実施しました。A L Tの有効活用方法や専科教員の指導について、教職員同士で情報交換を行い、指導方法の工夫・改善について協議しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語活動、外国語の授業における指導方法を図り、教職員の間で指導力向上を図るため、年2回研修会を実施することができました。 	a	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中に研修を行い、校内での中核となる教員を育成していきます。 ・英語専科教員の配置により、小学校の英語教育の質を高め、専科ではない担任の英語指導力の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観を受容し、外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問や研究発表等の機会を活用し、学習指導要領等を読み取りながら、コミュニケーション能力を高めます。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問等の機会に、児童生徒のコミュニケーション能力について授業内容の工夫改善を図ることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・教科横断的な視点を取り入れ、主体的に児童生徒が取り組むことができよう指導方法を引き続き研究します。

○情報教育の推進				
<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教育の徹底を図るため、教職員対象の研修会を実施します。【※令和4年度重点項目】 	<ul style="list-style-type: none"> 学期に一度、健全育成会議を実施し、県の資料等を活用して情報モラル教育の理解を深めることができてきました。 情報モラルリーフレットやタブレット端末の利用の手引きを配布し、教職員及び児童生徒に活用させ、情報教育モラルの向上を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> SNS上のトラブルや「ネットいじめ」について具体的事例や県作成資料を活用し、対策の在り方等について年12回指導を行いました。 児童生徒の実態把握とリーフレットの活用により情報モラル教育を一層推進することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 倫理確立委員会等を活用し、一教育情報センターポータルサイトに則った、情報モラル教育の指導力の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 校内LANを活用した情報の共有化を図り、校務の効率化と効果的な授業の実現を図ります。【※令和4年度重点項目】 	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器の一層の活用を図るため、ICT支援員による教職員向けの研修会を行いました。 校務の適切な効率化を目指し、校務支援システムのカスタマイズを行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各校の情報教育推進リーダーの育成するため、活用方法や環境整備等に関してICT支援員による研修を年2回実施することができました。 校務支援システムのカスタマイズし、各校の教職員の負担軽減を一層図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる活用を図るため、関係課と連携しながら情報機器等の充実を図ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> インターネットなど多様なメディアを活用した教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教科や領域において、調べ学習の際にインターネットをはじめめとする各種メディアを積極的に活用しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各校における推進者を育成するとともに、効果的なインターネットの活用方法について研究を重ねることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器等を活用し、インターネットを活用した効果的な教育実践の在り方について研究してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 小学校におけるプログラミング教育の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校訪問等を活用し、各教科におけるプログラミング教育の推進について指導しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各校の教育指導計画にプログラミング教育が位置づけられており、意識的な取組が見られました。 	<ul style="list-style-type: none"> プログラミング教育の推進を継続しつつ、ICT機器等の整備計画に基づき、タブレット端末等を活用した教育実践の在り方について研究してまいります。

○環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> SDGsの目標12～15に焦点を当て、学校生活や家庭生活で、自然を大切にすることを旨とし、限りある資源を安全にかつ、大切に活用する持続可能な社会を旨とする教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の環境問題についての意識高揚を図るため、県の資料等を活用し、各小・中学校において植栽等を実施しました。 学校の実態に応じて、児童会・生徒会によるリサイクル活動（ペットボトルキャップ回収等）を行い、児童生徒自身による主体的な活動を推進しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル活動等に、児童生徒が主体的に取り組むことで、SDGsの理念や目標を共感的に理解し、意欲的に実践しようとする意識の向上が見られました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 取組の推進には、家庭や地域との共通理解や協力が不可欠なもので、今後も学校から積極的に発信するとともに、様々な活動と関連付けながら推進していきます。
○環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> 各校に整備されている学校ファーム（体験農場）での体験活動の他、動植物の飼育栽培、花植えや草取りなどの体験を行い、児童生徒が自然に触れあう機会を意図的に設けました。 学校ファームの取組では、県から苗や農業資料の提供を受け、学校の緑化運動の支援を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 校内での様々な体験活動により、児童生徒が自然を大切にし、学習の意識の高揚につながりました。 収穫した農作物を食べるなど、児童生徒の実生活に即した取組になり、緑化運動から環境保護や食育にもつなげることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携した学校ファームの取組を今後も継続し、児童生徒が持続的に自然や緑化に対する意識を高められるようになります。 	
○環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> 地域の人々と連携し、校外での農業体験や自然学習センター等の施設を活用した自然にふれあう教育を推進します。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々に農場での作業体験・収穫体験、自然学習センターの協力をお願いしながら、校内ではできない貴重な体験学習により児童生徒の充実した教育活動ができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域の連携・協力を深めながら、体験活動を推進していきます。 	
○学校図書館教育の充実							
○環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通して、多様な指導の展開を図ります。 <p>【※令和4年度重点項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝読書の習慣化の他、図書に関わる集会や児童会・生徒会活動等を各校で計画し、多様な視点で読書習慣の形成を図りました。 学校図書館の学習情報センターとしての機能を充実させ、授業等での調べ学習の推進を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 全校において調べ学習で学校図書館を活用するとともに、児童会・生徒会活動を中心として展示やイベント等を実施し、読書習慣の形成を図りました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 各校と市立図書館の連携をより深めるとともに、児童生徒の読書習慣の形成を図る取組を推進していきます。
○環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> 読書活動のきっかけづくり、習慣化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の教育力を生かしながら本の読み聞かせや本に関する取組を行い、読書に親しむ機会を設けました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 朝読書や読み聞かせを中心として、児童生徒の読書の習慣化が図れました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上の二一ズも高く、読書との両立を図りながら推進していきます。
○環境教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> 全校に専門的な知識をもつ司書教諭を配置するとともに、資格取得のための環境づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校における読書推進や学校図書館教育の充実を図るため、司書教諭配置基準に即り、司書教諭を配置しました。（全11校中10校で発令） 専門的知識を有する司書教諭、図書館主任、学校図書館指導員が連携しながら学校図書館を運営するよう指導しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 学級数の規定による配置義務9校に対して、10校に司書教諭を配置しました。 学校図書館においては、司書教諭と図書館主任、学校図書館指導員が連携して運営することができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 各校、地域の実態に応じて最大の教育効果を生み出す学校図書館教育の実践に向け、今後も司書教諭の有効活用を図っていきます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・全校に指導員を配置し、読書環境の整備と質の高い読書活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校に学校図書館指導員を配置しました。 ・人のいる温かみのある学校図書館、読書・学習情報センターとしました。 ・学校の機能をもつ学校図書館の充実を目指し、情報共有を図りました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会の実施は見送りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問の際に情報共有を図り、市内の効率的な事例を周知し、学校図書館指導員の資質向上を図りました。 	<p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵書管理の電子化など、読書環境をより整えていきます。
--	---	--	----	--	---

○ 「学力」・「規律ある態度」・「体力」の基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる教育の推進						
<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨に沿って、育成を目指す資質・能力を明確化し、児童生徒が「読む・書く」・「計算」の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、教育活動の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校への学校訪問等とおおして、学習指導要領の趣旨に沿った授業改善に取り組んでいるか指導及び助言を行いました。また、研究・実践しました。 ・学力向上推進委員会において、県学力・学習状況調査の活用方法等研修や、県の効果的な取組の紹介を行いました。PDCAサイクルを意図した学力向上プログランを見直し、基礎学力を確実に身に付けることができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上プログランの作成・見直しを行い、児童生徒に付けさせたい力を明確にすることができました。工夫ある教育課程を実施し、発達の段階に応じた基礎的・基本的な知識及び技能の定着に努めました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問や、各研修会等で学習指導要領の趣旨に沿った授業改善について指導助言しました。また、定着が不十分な分野を適切に改善するよう指導します。各校に具のコラボン問題集等ワーキングプリントの継続した活用を促していきます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各校であいさつ運動を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において、あいさつ運動を実施しました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小・中学校児童生徒合同のあいさつ運動の一部は見送りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の振り返りを取り入れ、取組の意味や大切さなども理解して行えるよううな改善がみられました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、あいさつ運動等の一層の推進を目指し、小中連携を通して、中学生が、あこがれの存在となり、自尊心を高めます。工夫していきま。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「体力」について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定するなど、体力向上に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新体力テストの結果から、各校において体力の維持・向上のため取組を実施しました。また、自己の体力に応じた課題が克服できるような活動を授業に取り入れ、個人結果は保管し、次年度への引き継ぎを各校へ指導しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において、児童生徒の実態に応じた取組を実施することができました。 ・授業において児童生徒の課題に応じた取組が小学校だけでなく、中学校でも見られました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・授業において、児童生徒の課題にはなく、児童生徒一人一人の状況に応じた声かけや指導を教員が行えるよう、研修を通して教員の意識を高めていきます。 	
○ 知識の理解の質を高め、確かな学力を育成する教育の推進						
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の学力の向上や生きたる力や中学校の段階と各小・中学校の実態を踏まえながら、地域の教育力を活用した学習の支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達の段階に応じた指導を研究するために、市内各校を4つの中学校区分け、学校や地域の実態に応じて研究を進めました。 ・各校において、学校や地域の実態に応じた、地域の力を学習指導に生かす取組を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区の実態に合わせた研修を、各校が連携しながら行うことができました。 ・地域の力を学習指導に取り入れ、昔遊びや畑づくりになど、地域の伝統を学校教育に取り入れることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、中学校区における小中一貫教育の中で、学習指導の研究を進めていくとともに、より積極的に地域の力を学習指導に取り入れていきます。 	

○積極的な進路相談の実施			
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が明確な目的意識をもつて、主体的に進路を主体的に選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じた進路指導・相談を含めたキャリア教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の発達段階に合わせ、将来への夢や希望をもたせざるもたせながら、キャリア教育を推進します。 職業選択や上級学校調べ等を行い、知識を深めます。 キャリアパスポートの実施により、児童生徒のキャリア発達を小中で一貫して行いました。 各校で二者面談や三者面談を実施し、進路相談の機会を設けました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 特別活動を中心として、小中で一貫したキャリア教育を推進しました。 各校の実態に応じて、児童生徒や保護者との面談を実施し、学校・家庭が共通理解を図り、児童生徒の進路指導を行いました。
○家庭や関係機関との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 学校により、家庭教育講演会等で進路選択に関する家庭での教育や関係機関と連携した講演会等を開催します。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各種により等により、家庭への情報発信や意識の啓発を図ることができままた、保護者との面談でも取り上げ、家庭との連携を強化しました。 児童生徒の状況により、教育センターや関係者とも連携を図り、進路指導を実施しました。
○職場体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭と連携したキャリア教育を推進するため、「学校だより」等でキャリア発達に関する情報発信や啓発等を行いました。 中学校では、「進路だより」において進路情報等の発信を行いました。 各校の実態に応じて、地域の職業人や関係機関の方に学校の教育活動に参加していただいた他、進路講演会等を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校、関係機関との連携をさらに深める必要があることから、今後も検討を続けていきます。
○職業教育・産業教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業や施設などにおける職場体験を関係機関と一体となつて実施し、実践的な職業教育を充実させます。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験事業を実施することで、生徒の職業観がさらに深まる機会となりままた、新規事業所の開拓し、生徒の選択の幅を広げることができました。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の望ましい職業観や勤労観を育むため、各小学校において工場見学等を実施しました。（訪問先：グリコアイースト、スーパーママーケット等） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 実際に見学や体験をすることで児童生徒に望ましい職業観や勤労観をはぐくむ一助となりました。
	<ul style="list-style-type: none"> 社会人や職業人として、自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域の産業界と連携・協力していきます。

○学校クラスコンサートの実施					
<ul style="list-style-type: none"> ・児童を対象に、ピアノ、フルート、バイオリン等の演奏者を招き、クラスごとにミニミニ演奏会を実施します。息遣いを感ずるほど近くで演奏を聴くことにより、音楽性を高めることにも感動する心を養います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本ピアノ指導者協会に依頼し、演奏者を派遣していただき、各小学校の4年生を対象に音楽室におけるミニ演奏会を実施しました。(各小学校1回開催) 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・プロの演奏者による生演奏を間近で感じることで音楽性を高めるとともに、児童が豊かな心を培う一助にすることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も各小学校との連携を図り、円滑な演奏者の派遣を計画的に実施していきます。
○ふれあい講演会の実施					
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な職業や経歴の方を講師に招き、直に生き方の指針や社会人としてのマナーなどを学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生き方の指針や社会人としてのマナーなどを直に学ぶため、講演会を実施しました。 東 中：中日ドラゴンズ・樋口 正修氏 宮内中：湯旅・鈴木 崇氏 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な職業や経歴の方を招き、講演会をおおとして生き方や社会人のマナーを学ぶことができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生にとってこれからの生き方の参考になるよう、多様な分野の第一線で御活躍の講師の入选を計画的に行います。
○こころの教育推進事業の実施（ふれあい活動）					
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校にスポーツをはじめ、さまざまな分野の専門家（プロフェッショナル）の方々を招き、学校内でのふれあい活動、教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性を培い、教員の教科指導力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学校2校にプロの演奏家を招き芸術鑑賞教室を行いました。 ・幼少期から音楽に夢をもち、その実現に向けて努力を重ねてきた演奏家との交流という貴重な経験を味わうことができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童の豊かな感性を培い、継続してまいります。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の豊かな感性を培うとともに、教員の指導力の向上も図れるよう、事業の工夫についても検討していきます。
○日本の音楽（民謡）にふれる教室の実施					
<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等と協力し、民謡で使用する楽器に直接ふれ、演奏を体験するなど、通常の授業では体験できない民謡の世界を学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北本市民謡協会の協力を得て、小学校4年生音楽の民謡を学ぶ単元で、全小学校において、民謡の中で用いる楽器に実際にふれる体験を通じ、日本の伝統芸能を味わうことができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・北本市民謡協会の協力により、通常の授業では体験できない民謡の世界を4年生の児童が学ぶことができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も民謡協会と連携のもと、ゲストアーティストとして招き、日本の伝統芸能にふれる重要な機会を提供していきます。

施策 6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

○ 「心のバリアフリー」を進める教育の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 支援籍を置くことで、特別支援学校（学級）と市内小・中学校の教職員が連携し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに合った支援計画を立て、その計画を基に特別支援学校と市内小・中学校の児童生徒が一緒に学び、交流を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援籍を希望する特別支援学校に通う児童生徒が、居住する区域の小・中学校に支援籍を置き、その小・中学校の児童生徒と感流を講じた上で規模を縮小した直接交流や間接的な交流を近隣の特別支援学校と連携して支援籍の基礎名簿を作成しました。 	学 教	<ul style="list-style-type: none"> 支援籍を置く学校で、通常学級と特別支援学校の児童生徒が交流し、障がいの正しい理解を深めるとともに、交流をとおして支援籍の児童生徒が所属感を持つことができました。 	<p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援籍学習に対する理解をさらに深め、特別支援学校に通う児童生徒の個にあった支援の方策を在籍校と支援籍校で共有する。 	
○障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進					
<ul style="list-style-type: none"> 幼児期からのきめ細かな支援体制で、個に応じた支援計画をもとに継続した指導を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターにおいて保護者向けに就学支援についての話（6月）をすすもにも、保護者に対して就学先の小学校の特別支援学級及び通常学級への見学会を実施しました。さらに、相談があった幼児の行動観察を行うため、保育園や保育所、幼稚園に行き、実態の把握を行いました。 	学 教	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターと市教委で連携したり、保護者と就学相談を繰り返したりして、個別のニーズに応じた支援について検討したりすることなどで、スムーズな教育相談を実施することができました。また、個別の指導計画を作成しました。 	<p>a</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子供の保護者は、大きな悩みを抱えているケースがあるため、情報提供と意思疎通により、個に応じた支援策を立てていきます。 	
○特別支援学級や通級指導教室の特性を生かした特別支援教育の充実【※令和4年度重点項目】					
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級や通級指導教室において、保護者との合意形成に基づき合理的配慮を実施し、一人一人に応じた個別の指導を行い、適切な支援に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の状況に合った適切な支援を行うため、各校において、個に応じた個別の指導計画を作成・活用し、指導に取り組みました。指導計画の作成に当たっては、保護者と十分に連携し、同じ方向性で足並みを揃えて支援できるように取り組みました。 	学 教	<ul style="list-style-type: none"> 保護者面談や電話相談等を繰り返すし、必要に応じて見直しを行うなど、丁寧な対応を重ねながら保護者との合意形成を図り、特別支援学級への弾力的運用や通級指導教室へとつなげることで、効果が上がりました。 	<p>a</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の支援を充実させるため、保護者と連携を図り、施設や支援員の効果的な活用を推進していきます。 	
○特別支援学級及び通常の学級における支援員の有効活用【※令和4年度重点項目】					
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級における支援が必要な児童生徒の補助したり、通常学級における支援が必要な児童への補助として各小学校に支援員を配置したり、教育活動の充実を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> 各校の通常学級や特別支援学級の実態に応じ、一人一人のニーズや支援の必要性を把握したうえで、適切な人事配置を行いました。（小・中学校合計26人《通級指導教室を含む》、特別支援学級1学級あたり0.88人配置）（学力向上支援員 小学校16人（1校あたり1～3人配置）） 	学 教	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任と支援員が、児童生徒の状況に応じて役割分担し、きめ細かな指導と個に応じた支援を行うことで、効果的な学習指導が実施できました。 	<p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援員の配置を計画的に行い、個に応じたよりきめ細かな指導計画や支援計画を立て、実践していきます。 	

○LD・ADHD・自閉症スペクトラム障害等の児童生徒の理解と指導の充実

<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターを配置し、研修により資質の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の理解を深めるとともに、速やかな保護者対応を可能にするため、各校に特別支援教育コーディネーターを計11人配置しました。 ・発達障害の基礎理解について学ぶため、県福祉部と県教育委員会の共催の「幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修」に参加しました。 	<p>学教</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の特別支援教育の推進役としました。配慮を要する児童生徒への適切な支援を共践することができました。 ・各校の特別支援担当者が発達障害の基礎理解について学ぶ特別支援教育研修に参加し、特別支援教育への理解を深めることができました。 	<p>b</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の様子を理解し、個別に合った支援を確立するため、関西特別支援学校や川島ひばりが丘特別支援学校のコーディネーターとともに、各種研修を行い、各校の特別支援担当者の資質向上に努めます。
--	--	-----------	--	-----------------	--

○適正な就学相談・就学支援の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な立場の方や就学に係る専門委員の参観・協議のもとで、適切に就学先を判断し、保護者に対して支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校及び特別支援学校のコーディネーターや医師等を就学支援委員会委員として任命・委嘱し、就学支援委員会を開催しました。それぞれの立場からの意見を伝え、子供一人一人の就学先を慎重に審議するとともに、保護者との面談も含めた支援を実施しました。(全体会5回開催・専門委員会1回開催) 	<p>学教</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会では、細かな観点から児童生徒の就学先についての情報を収集し、よりよい支援を検討し、個に応じた支援をすることができました。 ・保護者との合意形成のことも、適切な就学先の決定につなげることができました。 	<p>a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各児童生徒の状態に応じ、児童生徒の様子を理解し、個別に合った支援を確立していくとともに、医師や特別支援学校コーディネーター等と連携していきま
--	--	-----------	--	-----------------	---

○インクルーシブ教育システムの構築やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの構築に向け、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境や授業の改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無に関わらず、個に応じた指導や支援ができるように、必要に応じて、個別の支援計画を作成しました。 	<p>学教</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識の高まりが見え、どの児童生徒にとっても学習しやすい教室環境となりました。 	<p>b</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインについて、より理解が深まるよう、教職員に対して継続して指導していきま
--	---	-----------	---	-----------------	---

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、特別の教科道徳を要とした心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。

また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

- 施策 1 基本的人権を尊重する教育の推進
- 施策 2 人権啓発活動の推進
- 施策 3 心の教育の推進
- 施策 4 ボランティア・福祉教育の推進
- 施策 5 生徒指導・教育相談体制の充実
- 施策 6 児童生徒の健康の保持増進
- 施策 7 運動習慣の形成と体力向上の推進
- 施策 8 安全教育の推進と安全管理の徹底

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策	■ 主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	個別取組	令和4年度 取組状況・実績					
施策1 基本的人権を尊重する教育の推進							
P37							
○ 人権教育推進体制の充実							
	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図るとともに、児童虐待対応の中心となる教職員対象研修の充実を図る。また、家庭や地域の関係機関と連携を深め、児童虐待を防止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 全校の教育指導計画の中に、人権教育を位置付けました。 人権教育が、学校における全ての教育活動を通じて行われるよう、指導しました。 各校の教職員研修では、県教育委員会作成の対応マニュアルや研修資料を活用するよう指導しました。 県主催の研修会に参加し、その内容を全校に伝達し、教職員の資質向上を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各校の人権教育の指導計画が、系統的・計画的に児童生徒の人権意識の高揚につながるものとなりました。 県教育委員会の研修資料等を、全校で活用することで、学校内での共通理解を図ることができ、組織的に児童虐待防止に取り組み体制づくりを推進できました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 様々な人権課題の解決に向けて、児童生徒の人権意識を高めるとともに、教職員に対しても指導力向上を旨とした研修会を実施します。 各校が児童虐待防止に向けて共通行動のもとに組織的対応ができるよう、今後とも研修を実施します。 	
○ 学校教育及び社会教育における人権教育の推進							
	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図るため、人権感覚育成プログラムを活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校における人権教育を推進するため、人権教育担当者による人権教育推進委員会を3回開催しました。 人権教育推進委員会にて人権感覚育成プログラムを、実践事例等を紹介し、各校で活用を推進しました。 南郷地区人権教育実践報告会は種雪のため中止となりましたが、各校の実践事例をまとめた資料を各校に送付し、取組の共有をしました。 採用5年未満の教員を対象に現地研修を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各校においては、人権教育推進委員会の研修内容を周知し、教職員の人権意識の高揚を図りました。 人権教育の指導計画に基づき、効果的な研修を行いました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 様々な人権課題を教年単位の計画で網羅できるように、各校を見直し続けるとともに、各校の人権教育の指導者の育成に努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における人権教育推進者の育成のための生涯学習人権講座研修会（6月～11月に4回開催、延べ167人参加）、公民館ことば行こう公民館等における人権教育研修会（9回開催、延べ206人参加）を実施しました。また、同和問題に対する理解を深めるため、生涯学習人権講座研修会を設け、実施しました。（11月8日開催、40人参加） 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習人権講座研修会のある人の人権、障害のある人の人権侵害、同和問題についての人権意識の高揚を図ることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> 多くの講座への参加を促進し、さらに家庭や親子で人権を考え、さちいくことができるとともに、研修内容を工夫・改善するよう、定期的に、周知方法を検討したりウェブでの参加申し込みを推進しました。 	

○男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う子供たちへの男女共同参画の意識づくりをすすめるため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で、人権教育の指導計画に男女平等教育を明確に位置付けるとともに、社会科学や特別の教科・道徳をはじめとして、教科等横断的な視点で男女平等教育を実践する指導しました。 ・男女共同参画に対する理解を深めるため、生涯学習公民館等の人権教育研修会で男女共同参画についての講座を実施しました。(12月9日開催、64人参加)
学教：生学	
<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文や人権メッセージなどの実施をとおして、児童生徒の人権尊重を基盤とした男女平等教育をすすめることのできる環境を整え、生涯学習公民館等の人権教育研修会をとおして、市民の人権意識の高揚を図ることができました。 	<p style="text-align: center;">b</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の人権教育における男女共同参画に関する内容の位置付けと実践、人権教育研修会の実施など、人権教育の充実を図り、教職員の意識啓発を行っています。 ・幅広い世代に男女共同参画をテーマに人権教育を行うことが出来るよう、今後も研修会を実施してまいります。

○人権教育啓発資料の刊行				
<ul style="list-style-type: none"> 人権教育啓発資料「ふれあい」「けやき」、人権教育推進委員会広報「じんけん」を発行します。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族で読める話や親しみやすい資料で構成した人権教育啓発資料「ふれあい」を24,100部、人権推進の活動の様子を紹介した北本市人権教育推進委員会広報「けやき」を24,100部発行して全戸配布を行いました。また、児童生徒の人権作文を集めた人権文集「じんけん」を4,800部発行し、全児童生徒へ配布しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 北足立地区人権教育研究集会の会場として、成人対象の各種人権教育啓発資料及び人権作文（児童生徒対象）の配布等について、市民の人権意識の啓発を例年以上に高めながら行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育啓発資料について、より多くの人々に読んでもらえるよう編集内容に工夫を加えています。
○人権教育啓発講座の開催				
<ul style="list-style-type: none"> 市民自らが生涯を通じて学び、人権問題を正しく認識し、その解決に向けて努力をしていくことができようように、人権教育の啓発を目的にした市民対象の講座を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習人権講座研修会（延べ167人参加）、生涯学習公民館等入権教育研修会（延べ206人参加）を実施しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人権課題から講師や内容が検討され、昨年度よりも多くの参加者が集まりました。また、「聞くたびに新たに気づくことがある」「これからの自分の考えや行動に大きく影響するきっかけとなった」等の感想をいただき、市民の人権意識を高めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の関心が高い人権問題を取り上げられるよう、参加者のアンケート等を基に講座の内容を工夫して今後も実施していきます。
○北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかひ」の普及啓発【※令和4年度重点項目】				
<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 北本市児童憲章の周知及び市民の啓発を図るため、各小・中学校並びに中央公民館及び各地区公民館等において北本市児童憲章を分かりやすい場所に掲示しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 北本市児童憲章を各小・中学校や公民館等の公共施設の分かりやすい場所へ掲示し、多くのの方に憲章の周知を図ることをできました。 	<ul style="list-style-type: none"> 北本市児童憲章について、引き続き児童生徒のみならず、市民への周知・啓発に努めます。

<p>○特別の教科道徳における学習指導の工夫【※令和4年度重点項目】</p>				
<p>・私たちの道徳や彩の国の道徳など、各種資料を効果的に活用することにも、教科化に伴い、話し合いの形態などを工夫することで、答えが一つでない道徳的課題について、一人一人の児童生徒が養達の段階に心向き、自分自身の問題と捉えて自身と向き合うための「考える道徳」、議論する道徳」へと転換を図ります。</p>	<p>・道徳の教科化に伴い、授業の質的転換を引き続き図るため、各校で授業研究等に取り組むよう指導しました。 ・各種資料を効果的に活用し、道徳的課題について自分事として捉えて考えられるよう、授業改善に取り組ませました。</p>	<p>学教</p>	<p>・各校において、全教育活動を通じて道徳教育を推進し、授業研究にも取り組まれました。</p>	<p>b</p> <p>・学習指導要領の趣旨に沿って、道徳教育の充実を図っています。 ・学びの機会を確保し、道徳教育研究協議会への参加を通じて、各校教職員の指導力向上に努めています。</p>
<p>○特別活動の充実【※令和4年度重点項目】</p>				
<p>・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動を充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。</p>	<p>・規模縮小や形態等の工夫をしながら、各校において年間計画の中に位置づけた様々な学校行事、奉仕体験活動、文化芸術活動等を実施しました。また、事後の振り返りを行ったり、他の授業と関連づけたりし、児童生徒の情操を養いました。</p>	<p>学教</p>	<p>・各行事、活動を年間計画に位置付けることで、児童生徒の養育機会を確実に設けられました。</p>	<p>b</p> <p>・各行事、活動で身に付けさせたこと等を明らかにし、各校の児童生徒の実態に沿った教育活動ができています。</p>
<p>○部活動運営と活動内容の充実【※令和4年度重点項目】</p>				
<p>・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動を図るとともに、より専門的な指導を充実させる部活動の指導者を補充して、充実した部活動を推進します。</p>	<p>・市方針に則り、平日及び休日の部活動を効率的・効果的に行うために生徒同士、生徒と教員が協力して行うことができました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響はありましたが、対策を講じた上で積極的に活動し、開催された大会等に参加する中で生徒が活躍しました。各中学校においては、互いの健闘を認め合える機会を設けました。 ・指導者の専門的な技術指導をとおして、生徒の技能向上に加え、スポーツ・文化等の大切さを感じ取らせました。</p>	<p>学教</p>	<p>・効率的、効果的な部活動の運営を行うことができ、また、その結果を互いに健闘を認め合ったりすることができました。 ・指導者27名（R3:25名）を配置し、より一層安全かつ専門性のある効果的な指導を行うことができました。</p>	<p>a</p> <p>・今後もより効率的、効果的な運営方法の検討を進めるとともに、指導者を活用することによって、生徒、教員、指導者が互いに支え合えるよう指導助言していきまします。また、本市の実態に合った部活動の地域移行に係る研究をすすめてまいります。</p>

○体験的な学習等の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、各校で学校ファームでの農業体験、総合的な学習の時間における地域の方とのふれあい活動等を実施した。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方の協力を得て、農業体験等を実施したことにより、農業や食及び職業に対して興味を持つ児童生徒がみられました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業の初期段階と収穫だけだけでなく、作物の成長過程にも目を向けた体験活動を実施します。
○北本ふれあい家族の日の取組の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集すること、家族のふれあいを深めたり、家族のあり方を考えたりするきっかけとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北本ふれあい家族の日及び税に関する絵はがきコンクールの実施を通して、家族と一緒に考える機会を設け、家族のふれあいの実施をきっかけとしました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・北本市文化センター1階ロビーにおいて作品展を実施し、多くの方々から来場いただくことができ、親子で作品を観覧するなど、家族の絆を深める一助となりました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・出品点数の減少がみられることから、夏休み前の周知を徹底し、特に標語部門への出品を働きかけます。
○こころの教育推進事業の実施（こころの授業）		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に教科や技能の専門的な経験や知識をもった非常勤講師を配置し、専門的な授業や教員対象の研修会を行うことと、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科や技能の専門的な経験や知識をもった非常勤講師が見当たらないなか、たことに加え、研修会での新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、実施を見送りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・教科や技能の専門的な経験や知識をもった講師の選任を引き続き行い、小学校における専門的な授業の実践できるようにしていく。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の指導力向上の観点からも、高い技能と豊富な経験、知識を待ち合わせた講師を選任し、小学校における授業や研修会を実施できるようにしていきます。
○彩の国教育の日の普及・推進		<ul style="list-style-type: none"> ・教育に対する関心と理念を深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の普及・推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、各校で内容を工夫し、「学校公開日」「音楽会」「音楽会」等を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法を工夫し「交流会」「校内音楽会」等を実施し、児童生徒同士の交流を深めることができ、良い機会となりました。学校だよりやHP、ICT機器等を活用して公開し、学校教育に対する関心と理解をいただくことができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育をより推進する観点から、小・中・小学校が連携して行う取組を充実させるとともに、家庭や地域に対して開かれた学校づくりを目指します。

施策 4 ボランティア・福祉教育の推進

P41

○ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者等との交流活動や施設訪問等をおおし、思いやりの心をはぐくみます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の時間でボランティア及び福祉教育に関する体験的な授業を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、学校や地域の実態に応じて、車いす体験、点字体験等の学習を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自主性や自発性が育ち、教育活動において、主体的に学習に取り組めるようになりました。児童生徒の社会性が育ち、ボランティア活動の意識が高まり、社会参画への契機となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ、ボランティア活動や福祉体験への参加を促すため、学校内における体験活動を行い、組織づくりと推進体制の整備を行います。
○関係団体との適切な連携				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校が可能な範囲で、地域の福祉施設などの関係団体と連携し、車いす等を借りて、小学校で総合的な学習の時間の時間で体験活動を実施したり、中学校では講師として招聘し講話を伺った。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する体験活動を実施するため、地域の福祉団体と連携を図り、協力を得ながら進めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童にとつて福祉について理解を深める有意義な体験であることから、この活動を継続していきます。

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

P42

○児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実

<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対する組織的な防止対策及び対応の徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校において、なかよしアンケート・学校生活アンケートを毎月実施しました。それを受けて、必要に応じ保護者に連絡をとったり、家庭と連携を図りました。 ・いじめの認知から解消に向けての流れについて、各校で共通理解を図り、組織対応ができるように、全校への周知や研修会の充実を図りました。 	<p>学教</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを大切にするこことにより、話しやすく居心地のよい学級、風通しのできる関係構築を図りました。 	<p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに特化した研修会を実施し、教職員のいじめへの対応が迅速かつ正確にでききるよう、教職員の研修の充実を図ります。
<p>○教職員の共通理解に基づく組織的な不登校対策の推進【※令和4年度重点項目】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの子供にも」「どの学校、学級でも起こりうる」との認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大いにします。 <p>【※令和4年度重点項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等の問題に対し、「どの子供にも、どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、各校で実施している生徒指導委員会、教育相談部会及びびさわやか相談会の開催などを通して、問題解決に取り組みました。 ・毎月の欠席状況調査から児童生徒の状況把握に努め、組織全体の意識向上を図りました。 	<p>学教</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校での生徒指導委員会の実施、北本市配置の身近な相談員及び教育相談担当者連絡会議の開催、さわか相談員との連絡の実施等をおこなって、児童生徒の情報を共有し、職員間の共通理解・共通行動が図られました。 ・ICT機器等の活用も含めた新たな対応を検討する必要があります。 	<p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等について、小・中学校の実態や児童生徒一人一人の発達の段階に応じ、個別の問題に対処してまいります。

○教育相談体制の充実

<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターにおける学校生活にないじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習に復帰できるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターのスタッフ学級において、児童生徒の学習支援を実施しました。 	<p>学校へ登校できない児童生徒がステップ学級に通うなど、児童生徒の居場所として重要な役割を果たしました。</p>	<p>b</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童生徒の友人関係や教職員との良好な信頼関係が築けるよう、学習支援を実施していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員や、中学校に配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、各中学校にさわやか相談員を4人配置しました。 ・県費により4人配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ等にかかわる児童生徒や保護者に対しての働きかけを迅速に、かつ、誠意をもって相談業務を行うことができました。 	<p>b</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さわやか相談員とスクールカウンセラーが連携した多面的なサポートを引き続き実施し、児童生徒が気軽に相談でき、よう教育相談を継続していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の家庭、友人関係等における諸問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの活動を推進します。 <p>【※令和4年度重点項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が抱える問題行動の背景にある諸問題の解決に当たるとため、スクールソーシャルワーカーを2人配置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱える児童生徒の対応について、教育と福祉の両面に対してスクールソーシャルワーカーが働きかけを行うことができました。 	<p>b</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育と福祉の連携を図りながら取り組んでいきます。多くの関係機関の連携による多面的なサポートを引き続き実施していきます。

○義務教育9年間を見通した学校間連携の推進【※令和4年度重点項目】					
<ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップを解消するために小・中学校教員の連携・交流を深め、児童生徒理解を促進し中学校入学生への不安の解消するとともに、学生が憧れる存在として自尊心を高められるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップ解消に向けて、小中一貫教育（学校4・3・2制）による兼務教員を活用し、小・中連携を日常的に実施しました。 ・発達段階における課題解決や義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かした取組を中学校区毎に実施しました。 ・児童生徒の交流を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、部活動体験等を実施しました。 	学 教	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育（学校4・3・2制）の研究として、各中学校区において研究主題を設定し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や、中1ギャップの軽減を図るの取組みを行いました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ、各中学校区で効果のある取組を共有し、実態に合わせ児童生徒の自尊心を高める取組及び良い先輩・後輩関係を築く取組を推進してまいります。
○校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携					
<ul style="list-style-type: none"> ・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各校への支援を充実させます。 ・健全育成連絡協議会を開催し、学校同士の連携やPTA、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統一した生徒指導の基本を徹底するため、市内において共通の生徒指導項目を定めました。 ・生徒指導体制に係る共通項目を策定し、小・中学校間の生徒指導体制の共通理解を深めました。 ・児童生徒健全育成連絡協議会を年4回開催し、学校間における情報交換やPTA、地域、警察、児童相談所等と情報共有し、連携を深めました。 	学 教	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の効果が表れ、生徒指導体制の連携を図ることができました。 ・児童生徒健全育成連絡協議会を定期的に開催し、各学校の状況や取組などの情報を共有することができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で適切な初期対応や組織対応、そして児童生徒の確実な見守りができるよう、各種研修会の内容を充実を図ります。 ・非行・問題行動が減少傾向にある中でも、更なる教育相談の充実を図るとともに、「積極的な生徒指導体制」を各校で構築し、対応できるように指導してまいります。

○学校保健活動の充実【※令和4年度重点項目】

<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校の保健計画を基に、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立するなどの組織的な活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校の保健計画に基づき、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や疾病予防等に努めました。 学校歯科医と連携の徹底、児童生徒の歯・口の健康づくりに努めました。 各校の実状に応じて、学校保健委員会を開催し、健康課題について学校・家庭・学校医等で協議し、課題解決に向けた取組を実施しました。 フッ化物洗口の実施を見送りました。 	<p>学 教</p>	<p>・フッ化物洗口は実施できなかつたが、口腔内や健康な児童・児童集会对して、掲示物や健康な児童及び保護者の意等において児童生徒及び保護者の意識を高めることができた。</p>	<p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的に健康の保持増進を図るため、各校が作成した保健計画の見直しと改善を図るよう指導します。 児童生徒自らが、自分の体や健康に関心をもち、適切に管理できる能力を養えるよう、健康診断等の結果をフィードバックし、活用していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 保健教育を効果的に進め、子供たちが生涯をとおして自らの健康を管理し、改善していくようとする実践力を育てます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健学習・指導に係る専門的知識の習得を図るため、県主催研修会資料等を活用し、保健教育の推進を図りました。 	<p>学 教</p>	<p>・教員を研修会に派遣して指導力向上を図り、各校の保健教育を効果的に進められ、児童生徒の健康の保持増進を図ることができた。</p>	<p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は各種研修会へ教員を派遣し、更なる指導力向上を図り、各校での保健教育を効果的に進めていきます。
<p>○学校環境衛生の維持管理</p>				
<ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努めるとともに、放射能汚染から児童生徒を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生の維持管理を図るため、各校で学校薬剤師の指導・助言のもと、検査項目を精査し、給食室検査・空気検査・ダニ検査を行いました。 全小・小学校のプールの測定箇所において放射性物質は検出されませんでした。 	<p>学 教</p>	<p>・学校環境衛生基準等に基づき、学校薬剤師の指導・助言のもと、給食室検査・空気検査・ダニ検査を適切な時期に実施し、学校環境衛生の維持管理を確実に実施することができた。</p>	<p>a</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生基準等に基づき、検査項目を精査し、検査を実施し、今後も学習環境の確保に努め、児童・生徒が安全に学習ができる環境を保っていきます。

○食育の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食を是はじめとすとする取組を推進する取組に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で給食だよりを発行し、朝食の大切さ等を伝え、望ましい食の保護者への啓発に努めました。 ・栄養士部会による食に関する食の啓発活動の開催など、朝食欠食ゼロに向けた活動を支えました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かし、授業や給食中等を計画的に食育を推進しました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食欠食に関し、引き続き家庭への啓発を行っています。 ・バランスよい食生活を実践でき、朝食の教育活動全体で継続的に取り組む、家庭との連携をさらに強めています。
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等の専門性を活用し、食物アレルギー対応メニューの充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校栄養士配置により、学校給食での食物アレルギー対応を実施でき、また、該当児童・生徒の保護者と学校との面談により、情報・対応の共有を図りました。 ・埼玉県中央広域消防署と連携し、該当児童・生徒の情報共有を図ります。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食物アレルギー対応について、各校で共通認識に基づき対応マニュアルを整備・改善を進めるとともに、研修会を実施し、各校での食物アレルギー対応の充実を図りました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食物アレルギー対応について、市主催の研修会を継続実施していきまします。 ・食物アレルギー対応面談等を全校において継続実施し、該当児童生徒の情報を埼玉県広域消防署と共有していきまします。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会等の充実を図ります。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣しました。各校において可能な範囲で研修を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の授業研究会等の資料をもとに効果的な実践例について情報共有し、教員の指導力向上を図り、各校における食育を推進することに努めました。 	a	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において学校教育全体で食育を計画的に取り組むよう指導していきまします。
<ul style="list-style-type: none"> ・保健学習や保健指導の充実を図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣の確立を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の身近な生活における健康・安全に関する基礎的内容の理解を深めるため、各校で年間指導計画に基づき保健学習を進めました。また、健康な生活への理解を深め、正しい行動様式を身に付けました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の体や環境を清潔で衛生的に保つ等、保健学習や保健指導で学習した内容を給食指導でも実践することにより、衛生習慣の確立を図ることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生習慣の確立を図るため、今後も家庭との連携を密に図るよう努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・給食主任部会や学校栄養士会とおし、学校給食における地産地消を推進し、食と農への理解を深めます。 【※令和4年度重点項目】 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食の関心と理解を深めるため、学校給食食材について、桜園をとおして地場の野菜を購入し、栄養士による献立工夫のもと、地場産食材の使用回数・使用量を増やすよう努めました。 ・地元の名産品である北本トマトカボチャを提供して、食への関心を高めました。 	教総	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食で使用した地場産物を、献立表や校内放送等を通じて紹介することにより、「食と農」への関心を高め、児童生徒を愛する心をはぐくむことができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産の野菜や果物は天候等に左右されやすく、数量の確保が難しいこともあり、引き続き、生産者団体等と調整を図りながら、地場産の食材の品目及び使用を増やしていきまします。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設及び設備の衛生管理に努めます。 【※令和4年度重点項目】 	<ul style="list-style-type: none"> ・例年は、学校給食調理従事者の衛生管理に対する意識啓発を図るため、外部職員を講師とした衛生講習会を実施しますが、コロナウイルス感染症防止の観点から代替措置として市栄養士による衛生管理講習資料により、書面開権により衛生意識の向上を図りました。 	教総	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図るため、給食調理従事者（栄養士・調理員等）の細菌検査及び衛生講習会を実施し、衛生管理体制の徹底化と意識啓発を図るとともに、児童生徒に安全な給食を提供することができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者の衛生管理に関する知識向上を図るため、引き続き衛生に関する研修会等を実施し、安全な給食の提供を行います。

○性に関する指導の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、子供たちの心と体のバランスに配慮した性教育に努め、性感染症への理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、児童生徒の心と体のバランスに配慮した指導を計画的に行うことができま 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導力の向上を図るため、引き継ぎ学校保健担当者への研修会への積極的な派遣を進めていきます。 	b
○喫煙、飲酒、薬物乱用・スマホ依存防止教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・規模等は縮小しましたが、各校の実態に応じた非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しました。小学校からの保健学習に引き続き、体験的な学習を取り入れることで、児童生徒の理解をより深めることができま ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する視覚教材（教育ビデオ・DVD等）の学校貸出について整備・周知しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で薬物乱用防止や非行防止について指導すること、喫煙、飲酒、薬物乱用防止は健康を害するという意識を児童・生徒に持たせることができま 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止について、保護者や地域の方へも積極的に発信し、啓発を積極的に行いながら、学校・保護者・地域と連携を図ります。 	b
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の興味・関心を引き出すことができたり、やすい資料、視聴覚教材、体験的活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行い、児童・生徒が自身の課題として捉え、主体的に学習に取り組むことができま 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業において児童生徒の興味関心を高める工夫を取り入れ、児童・生徒が自身の健康について主体的に考え、他と意見交換をし、今後の生活に生かすことができま 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の一方向的な知識の伝達にならないよう、ICT機器等を活用し、児童生徒が自らの考えを他者と共有し、学びを深めるための指導の工夫改善を図ります。 	b
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、効果的な薬物乱用防止教室を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で実践している薬物乱用防止に関わる集会に、保護者・地域への参加呼びかけを行い、広く啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会等でも薬物乱用防止を扱い、薬物乱用教室に呼びかけ、学校・家庭・地域が連携して薬物乱用防止に取り組みるよう指導していきます。 	b

施策 7 運動習慣の形成と体力向上の推進

P46

○児童生徒の体力向上の取組				
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の体力向上目標を設定するなどして、主体的に運動に取り組ませるとともに、地域・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 新体力テストの結果から各校で目標を設定し、体力向上のための具体的な取組を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、各校の実情に応じて、児童生徒の体力の保持・増進に向けた取組を実践できました。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年や中学校では、授業の中でも目標を意識させることで、さらなる体力向上を目指します。 児童生徒の体力向上に向けた継続的な取組を推進し、家庭・地域と連携して実施していきます。
○学校体育の充実【※令和4年度重点項目】				
<ul style="list-style-type: none"> 各校の体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にし、具体的な解決策を検討・実践し、検証及び改善を生かします。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、体力向上のための取組を行いました。 次年度以降の参考資料とするため、各校の体力向上に係る実践を取りまとめ、活用しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 体力向上推進委員会を活用し、各校の取組の研究発表や授業研究会における効果的な取組について共有することによって、児童生徒の体力向上を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、児童生徒の体力向上を図るため、新体力テストの結果を基に、児童生徒一人一人の伸びを確認するとともに、これまでの取組の検証を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 各校の体力課題を明確にし、体力向上のための研究実践を推進するとともに、その取組や成果について市体力向上推進委員会で共有し、各校に広めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校の実践の情報共有を図るため、市体力向上推進委員会を開催しました。(2回) 市体力向上推進委員会において、各校、各校において活用しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 新体力テスト結果をもとに、各校で体力分析・実態把握をさせ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、今後の取組について検討することになりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校で体力課題を明確にし、課題解決のための具体策を授業等で講じ、児童生徒の体力向上と運動に対する意欲向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業研究会の研究結果を活用するとともに、専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> 中丸東小学校にて県小学校体育授業研究会を開催し、市内外の教職員を対象に協議を行いました。 各種実技講習会へ教職員を派遣しました。 市体力向上推進委員会にて講演会を実施し、教員の指導力向上を図りました。 児童生徒の体力課題と指導方法について 講師：学校法人都築学園日本薬科大学特任教授 久保正美 Unit代表 澤野博 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 市内外に対して授業研究会の成果を発信及び共有し、各校の取組に十分生かすことができ、各資料をもとに情報共有することによって、指導力向上を図ることができ、各校における体育運営計画を立案する助けとなりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、実施される各種研修会へ教員を派遣し、教員の指導力を向上させるとともに、各校における児童生徒への指導の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施を見送りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 次年度実施に向けた準備を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道連盟及び剣道連盟との連携を密にし、今後も各中学校の武道の授業の安全性を確保し、効果的な指導が行えるよう努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中学校を対象に学校水泳指導民間委託事業を実施し、安全かつ効果的な指導の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全中学校にて水泳指導民間委託事業を実施いたしました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・実施後の生徒アンケートでは「満足した」「泳力が伸びた」と回答した割合は9割前後となった。 ・今年度の計画を再度検討し、次年度の確実な実施へつなげていきます。 	a	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校生徒を安全かつ効果的に指導することで泳力を向上させるとともに、運動の楽しさを感じさせていきます。
○体育的活動の充実及び外遊びの奨励						
<ul style="list-style-type: none"> ・体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的活動を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校の6年生が参加する球技大会（バスケットボール・5月）、体育大会（陸上競技・10月）は感染症対策を講じた上で実施しました。 ・持久走大会など、各校の実態に応じて体育的行事を実施しました。 ・各校の実態に応じて休み時間の外遊びの奨励をしました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・体育的行事を通して、全小学校の6年生がすそ野を広げ、仲間と交流する楽しさや競い合う楽しさを味わうことができました。 ・各校の取組により、児童生徒の運動に親しむ場や機会が増えました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において、体育的活動の充実や外遊びの奨励を継続していくとともに、運動好きなお子様・生徒の育成に努めます。 	

○運動部活動の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校運動部活動の指導の充実を図るために、外部指導者の活用を図るとともに、運動部活動の顧問を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。 ・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。 ・夏季休業日等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。 ・北本市の部活動の在り方に関する方針に則り、中学校部活動の適切な運営を目指し、支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校の部活動に対して、専門的技術を有する地域の人材を外部指導者として派遣し、教育活動の一環として顧問教師の指導に対する技術面での援助を行います。(外部指導者27人) ・生徒が短時間で集中して部活動が行えるよう、効果的な指導法についての情報提供を行いました。 ・夏季休業中に実施していた部活動体験及び部活動見学会は、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で実施しました。学校の実情に応じて、参加児童を分散や見学を動画視聴に替える等の工夫をして実施しました。 ・部活動は県通知等を参考に制限を設けて実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校において積極的に部活動外部指導者を活用することができ、顧問教師に対し技術面での援助ができて、部活動指導の充実を図りました。 ・「北本市の部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の効率的、効果的な取組について情報共有することができました。 ・各校が連携し、可能な範囲で計画的に部活動体験等を実施することができました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、可能な範囲で部活動を継続して実施することができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の指導の充実を目指す。今後とも外部指導者の活用を図るとともに、部活動指導員の活用にも関わってまいります。 ・部活動の取組について今後も検討を続け、部活動がより効果的なものになるよう努めていきます。 ・計画的及び効果的な実施を目指し、各校において継続して実施していきます。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、部活動が適切に運営されるよう支援に努めていきます。
○児童対象の運動教室の開催		<ul style="list-style-type: none"> ・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、技能等の基礎・基本の定着を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校3年生から5年生を対象として「投げて打って〜だれでも楽しめる!!〜ベースボール体験」を実施しました。講師：埼玉武蔵ヒートパズ選手 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・プロ野球選手から指導により児童の興味・関心を高めることができ、また、投げの運動技能を向上させることができました。 	b	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も内容を検討し、専門家を講師に招いて運動教室を実施していきます。